



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第110号)

配信日 平成28年1月21日

「ギフトカードを購入して番号を教える」は詐欺です！

〈事例〉

スマートフォンに「有料動画閲覧履歴があり、登録解除のご連絡を本日いただけないと、身辺調査及び債務移行となりますので至急ご連絡ください」というショートメッセージ(SMS)が届いた。発信者名は“DMM”とあり、慌てて記載されていた番号に電話をかけると「〇〇(ネット通販会社)のギフトカードを28万円分買って、番号を教えるように」と言われたので、指示されたとおりコンビニでギフトカードを購入し、電話でカードに書かれている番号を伝えた。

その後、弁護士だという男性から電話があり「完済証明の費用として94万3000円を支払うように」と言われ、指定された銀行口座に振り込んだ。(長崎市内の事例)

GIFT
CARD
〇〇〇〇〇〇円

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 消費者庁が「株式会社DMM, comをかたる事業者」に関する注意喚起を行っています。事業者は消費者の携帯電話に、事例のような内容のSMSを送信し、不安をあおり連絡させます。すると相手は「株式会社DMM, com」をかたり、未払い料金があると称して金銭の支払いを要求してきます。
- 消費者庁が株式会社DMM, comに確認したところ、同社の商品(動画等)を購入する際は原則前払い方式であり、消費者へSMSを送信することもないとのこと。
- 「コンビニでギフトカードを購入して、カード番号を教えてほしい」と依頼するのは詐欺の手口です。このような指示をされても、絶対にギフトカードを購入したりカード番号を教えたりしてはいけません。
- 一度でも請求に応じて支払ってしまうと、それ以降も金銭の支払いを請求される恐れがあります。正当な根拠のない請求には応じないようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日~金曜日)…午前10時~午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時~午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)